ライフサポートパック for EM会員規約

第1章　総則

第１条（用語の定義）
　このライフサポートパック for EM会員規約において使用する用語の定義は次のとおりとします。ただし、別に定義のある場合はこの限りではありません。

用語	定義
本規約	ライフサポートパック for EM会員規約をいいます。
当社	株式会社ライフデポをいいます。なお、本サービスの運営元は当社であり、イー・モバイル株式会社ではございませんので予めご了承下さい。 連絡先： 0120-050-260
本サービス	「生活救急サービス」と「あんしんパソコン修理サポート」をあわせたサービスである、「ライフサポートパック for EM」（Webサイト URL　http://www.life-em.jp（以下「Webサイト」といいます））をいいます。 ライフサポートパック for EMの販売は株式会社バリューマーケティング（その販売代理店等も含みます。）が行い、会員管理、会費管理、会員向けサービスの提供は運営会社である株式会社ライフデポが行います
生活救急サービス	本規約第 2 章に定める、カギ・水まわり・ガラス等のトラブルサポートのサービスを、当社会員独自の特別価格で受けられるサービスをいいます。
あんしんパソコン修理サポート	本規約第 3 章に定める、当社会員が通信事業者との間で通信サービス契約を締結したときに同時に購入し、かつ本サービス入会申込時にシリアルを登録したパソコンについて修理をするサービスをいいます。
当社会員	本サービスへの入会申込手続を完了し、当社が本サービスへの入会を承諾した者で、かつ会員としての資格を喪失していない者をいいます。当社会員は、本サービスの入会申込手続をした時点で、この規約の内容を承諾しているものとみなします。
通信事業者	イー・モバイル株式会社をいいます。
データカード等	通信事業者の通信サービスの適用された当社会員の保有するデータ通信カード等をいいます。
契約者回線	通信事業者と当社会員との間で締結された、データカード等に関する契約の対象となる回線をいいます。

第２条（本規約の適用）
１．　本規約は、当社が提供する本サービスを当社会員が利用する際に適用されます。
２．　当社は、運営上必要と判断した場合、当社会員の事前の了承を得ることなく、本規約を変更することがあります。変更する場合は、Webサイトに掲載します。この場合、本サービスの利用条件は、変更後の規約によります。

第３条（譲渡禁止）
　当社会員は、本サービスの会員としての権利義務について、第三者への譲渡、売買、質権の設定その他の担保に供する等の行為はできないものとします。

第４条（本サービスの提供条件）
１．　本サービスは、通信事業者の契約者回線毎に提供します。
２．　１つの契約者回線において、本サービスへ複数加入することはできません。
３．　本サービスの提供対象は、当社会員及び当社会員が通信事業者との間で通信サービス契約を締結したときに同時に購入し、かつ入会申込時にシリアルを登録するパソコンに限ります。
４．　本サービスの運営元は、当社であるため、通信事業者からは本サービスに関する詳細な説明やサポートを一切受けることはできません。当社会員が本サービスについて問い合わせする場合は、ライフサポートパック for EM 事務局（連絡先：0120-050-260）または本規約末尾の連絡先まで連絡するものとします。
５．　本サービスの月額料金については、無料期間（以下「月額料金無料期間」といいます）中は、通信事業者から当社会員に発行される請求明細に本サービスの明細は掲載されませんので、予めご了承下さい。なお、当社は、当社会員が入会申込をした日から通信事業者のデータカード等の料金の最初の〆日（通信事業者の〆日はお客様ごとに異なります）までを 1 ヶ月目とし、翌月の〆日までを月額料金無料期間とします。

第５条（本サービスへの入会）
１．　当社会員になろうとする者は、通信事業者に対する通信サービス契約の申込書類を店舗に提出する際に、当社の指定するライフサポートパック for EM申込書（重要事項説明書）に署名の上、店舗に提出し、本サービスを申し込むものとします。
２．　当社は、当社会員になろうとする者から本サービスへの入会申込があったときは、以下の各号の条件を満たさない場合、本規約に反するため本サービスの提供ができない場合、またはその申込みを承諾する事が技術的に困難な場合を除き、本サービスへの入会を承諾するものとし、本サービスへの入会申込みをした方は、お申込みし、当社がそれを承認した日から、当社会員の資格を取得するものとします。
（１）　通信事業者のデータカード等を所有し、かつ通信事業者との間で通信サービス契約を締結していること
（２）申込み時に、購入したパソコンのシリアルを正確に記載していること

第６条（変更の届出）
１．　当社会員は、住所、連絡先等、顧客情報に変更があった場合には、速やかに通信事業者及び当社にそれぞれ所定の方法で変更の届出をするものとします。
２．　第１項の届出が無かったことで当社会員が不利益を被ったとしても、当社は一切その責任を負わないものとします。

第７条（退会手続）
１．　当社会員が本サービスの退会を希望する場合は、Web サイト内から当社所定の手続により届け出るものとし、手続が完了した時点で本サービスを退会し、当社会員の資格を喪失するものとします。
２．　当社会員が通信事業者の契約者回線を解約する場合は、解約前に本サービスの退会手続をとるものとします。

第８条（当社が行う退会手続）
１．　当社は、当社会員が次の各号のいずれかに該当した場合、その他当社が不適格と認めた場合には、なんらの催告等を要とせず、当社会員を退会させることができるものとします。
（１）　入会時に虚偽の申告をした場合
（２）　本規約のいずれかの規定に違反した場合
（３）　月額料金等当社に対する債務の履行を怠った場合
（４）　本サービスの利用状況等が適当でないと判断された場合
（５）　住所変更等の届出を怠る等、当社会員の責めに帰すべき事由により当社会員の居所が不明となり、または当社が当社会員への通知・連絡が客観的に不能と判断した場合
（６）　不正な行為があった場合
（７）　当社及びその関係者等に著しい迷惑や損害を与えた場合
（８）　その他、当社が当社会員として相応しくないと判断するに至る正当な理由がある場合
（９）　本サービス利用時において、当社または本サービスの提供にかかる業務委託先(以下「業務委託先」といいます)に対して、電話を長時間掛け続ける、必要以上に頻繁に掛ける等の行為を行い、当社及び業務委託先の業務を妨害し、または業務に支障を与えた場合
(10)　当社会員の対応、態度、行動等から判断し、当社が適正に本サービスを提供することが困難であると判断した場合
(11)　当社会員に本サービスを提供する際に、当社または業務委託先の社員及び第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を侵害する恐れがあると当社が判断した場合
２．当社会員は、前項に該当する場合は、その退会の日をもって、当社会員の資格を喪失するものとします。
　また、前各号の事由が発生したことにより、第三者に損害が発生した場合でも、当社は一切の責任を負いかねます。

第９条（本サービスの適用期間）
　本サービスの適用期間は、本サービスへの入会の申込みを受け当社がそれを承認した日から退会の日までとします。

第１０条（月額料金）
　本サービスの月額料金は、1 契約者回線毎に月額 300 円（税込 315 円）とします。

第１１条（月額料金のお支払い）
１．当社は、本サービスの月額料金の徴収業務を通信事業者へ委託しておりますので、当社会員が保有する契約者回線に合算して請求となります。
２．当社会員は、月額料金を、当社が指定する期日までに、通信事業者を介して当社へ支払うものとします。
３．当社は、当社会員が支払った月額料金は理由の如何を問わず返還しないものとします。
４．月額料金は請求月に従って計算するものとし、請求月の途中で本サービスへの入会・退会があった場合でも、当該請求月の月額料金は全額請求します。

第１２条（消費税相当額の加算）
　第 10 条、第 11 条の規定により当社会員に支払って頂く金額は、それぞれに規定する額に消費税相当額（消費税法に基づき課税される消費税の額をいいます）を加算した額とします。

第１３条（遅延利息）
　当社会員は、月額料金その他の債務（延滞利息を除きます）について、その支払期日を経過してもなおお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払日の前日までの間の当社が定める日数について、年 14.6%の割合で計算して得た額を延滞利息として、当社が指定する期日までにお支払い頂きます。

第１４条（本サービスの提供義務の免責）
　当社は、次の場合には本サービスの提供義務を免れるものとします。
（１）当社会員が月額料金その他の債務のお支払いを現に怠っている場合
（２）天災等の不可抗力、その他の事由により、本サービスの継続運営が困難であると当社が判断した場合

第１５条（個人情報）
１．当社（本サービスの販売店を含む）は本サービスにおいて知り得た当社会員の個人情報について、個人情報保護法等の法令を厳守し、かつ善良な管理者の注意義務をもって管理するものとします。なお、取得した個人情報は、下記の利用目的に使用します。
（１）　当社会員より依頼を受けた各種サービスを提供するため
（２）　当社会員に対して各種営業情報及び販促品等を提供するため
（３）　当社会員へのサービス向上を図るためのアンケートの発送、回収等のため
（４）　当社会員から頂いたご意見、ご要望にお答えするため
（５）　その他、当社会員へのサービス提供を適切かつ円滑にするため
２．次に掲げる場合、第 1 項の目的の範囲外であっても当社会員等の個人情報を利用し、または第三者に提供する場合があります。
（１）　当社会員が同意している場合
（２）　個人情報保護法及びその他法令などにより必要と判断された場合
３．当社は、第 1 項の目的のため、当社会員等の個人情報を、当社の業務委託先等に提供します。

第 2 章　生活救急サービス

第１６条（内容）
１．当社会員は、カギ・水まわり・ガラス等 Web サイト内に記載された生活救急サービス（以下「生活救急サービス」といいます）を、Web サイト内に定める業務委託先の規約（以下「業務委託先規約」といいます）・条件・利用料金等に従い当社会員に対する特別の利用料金にて利用できるものとします。すなわち、月額料金とは別に、利用料金（解決に要した部品代・実費等の費用）がかかります。特別料金の金額については業務委託先、地域、時期等により異なりますので、詳細はライフサポートパック for EM コールセンターにてご確認下さい。
２．生活救急サービスの実際の作業等は、当社の業務委託先により行われるものとします。生活救急サービスについては、本規約に定める事項のほか業務委託先規約、条件、利用料金等が適用されますので、予めご了承下さい。

第１７条（生活救急サービスの対象）

以下の条件の場合は、生活救急サービスの対象外であり、業務委託先の一般料金での利用となります。
（１） 当社会員の所持する免許証等の身分証明書上の住所が、物件の利用名義と一致しない場合
（２） 特殊な錠前構造、あるいは特殊部品を使用する場合ならびに 30 分の作業を超える超過作業及び特殊作業が必要となる場合

第１８条（免責等）
１．生活救急サービスに関して、下記事項に該当する場合、サービスの提供をお断りする場合があります。
（１） 当社会員本人以外の依頼による場合
（２） 災害・天災・暴動等に起因する依頼、または天災地変等の災害で対象物件への到着が困難であると当社が判断した場合
（３） カギの開錠の場合に当社会員本人の立会いがない場合
（４） 生活救急サービスとは異なるトラブルのサポート依頼の場合
（５） 業務委託先規約に定める免責事項に該当する場合

２．当社及び当社の業務委託先は、生活救急サービスの利用により発生した当社会員または第三者に生じた損害（他者との間で生じたトラブルに起因する損害を含みます。）及びサービスを利用できなかったことにより当社会員または第三者に生じた損害について、故意または重大な過失がない限り、損害賠償等いかなる責任も負わないものとします。

第３章 あんしんパソコン修理サポート

第１９条（内容）
あんしんパソコン修理サポート（以下「当サービス」という）については、別紙に定める「あんしんパソコン修理サポート会員（家電）　規程」によるものとする。

運営元
東京都豊島区池袋二丁目 16 番 13 号
株式会社ライフデポ
ライフサポートパック for EM 事務局　　URL　http://www.life-em.jp

付　個人情報の取り扱いに関する同意条項

第１条（同意）
　この書面は、当社が、ライフサポートパック for EM の提供にあたりお客様からご提供頂く個人情報の取扱いについてご説明するものです。当社のライフサポートパック for EM をご利用するお客様は、必ず本書面をお読み頂き同意のうえご利用ください。

第２条（個人情報の利用目的）
　当社は、ライフサポートパック for EM の提供にあたり、本サービスへの入会申込時にご提供頂くお客様の個人情報を、以下の目的の範囲内で利用します。
(1) お客様よりご依頼を受けた各種サービスをご提供するため
(2) お客様に対して各種営業情報及び販促品等をご提供するため
(3) お客様へのサービス向上を図るためのアンケートの発送、回収等のため
(4) お客様から頂いたご意見、ご要望にお答えするため
(5) その他、お客様へのサービス提供を適切かつ円滑にするため

第３条（個人情報の開示・提供）
　当社は、前項各号の目的の達成に必要な範囲で、お客様の個人情報を当社の加盟店、関連会社及び当社が業務等を委託する第三者に対し開示し、提供します。
　上記の場合を除き、お客様の個人情報を事前の同意なく第三者に開示・提供することはありません。ただし、法令により開示を求められた場合、裁判所・警察等の公的機関、または弁護士会から法律に基づく正式な照会を受けた場合はこれに当たりません。

第４条（情報提供の任意性）
　個人情報のご提供は、任意です。ただし、ご提供頂けなかった場合、必要なサービスをご提供できなくなります。あらかじめご了承ください。

第５条（お客様の個人情報の保護対策）
(1) 当社は保有する個人情報に厳重な安全対策を施します。
(2) 個人情報管理責任者を任命し、お客様の個人情報の安全管理が図られるよう適切な監督を行います。
(3) 当社の従業員に対して個人情報保護に関する教育を定期的に行います。

第６条（業務委託先の監督）
　当社が、お客様の個人情報の取扱いを外部に委託する場合は、個人情報の管理について当社が設定する安全対策基準を満たす事業者を選定し、別途、安全管理に必要な契約を締結したうえで委託します。また、お客様の個人情報の安全管理が図られるよう委託先に対し適切な監督を行います。

第７条（当社の個人情報管理責任者（「個人情報保護管理者」））
　　氏　名： 株式会社ライフデポ　担当　森　潤
　　連絡先： 03-5951-3194

第８条（お問い合わせ、訂正・利用停止等）
　　当社が保有するお客様の個人情報の開示、その内容の訂正もしくは削除については、上記連絡先までご連絡ください。

【別紙】
あんしんパソコン修理サポート会員（家電）　規程

本書は、当社会員が事前に登録した当該商品（以下「本商品」といいます）において故障・トラブルが発生した場合、製造メーカー保証書（以下「メーカー保証書」といいます）に記載された内容および以下の条項の内容に従って、当社が当社会員に当サービスを提供することをお約束するものです。当サービスは、本商品において故障・トラブルが発生した際に、修理業務に関わる一連の作業を当社会員のために行なうものです。なお、当サービスは、本商品の故障・トラブルの種類によって有償にて行なうサービスと無償にて行なうサポートに分かれます。

１、当サービスの有効期間
（１）当サービスの有効期間は、本商品ご購入日あるいはお届け日に始まるメーカー保証書によるメーカー保証期間が終了した日の翌日から当社会員が退会するまでの期間とします。但し、保証書の日付の記入の無い場合は、記載されている月の１日を起算日とします。
（２）当サービスにおける無償修理サービスの有効期間（以下「無償修理サービス有効期間」といいます）は本商品ご購入日あるいはお届け日に始まるメーカー保証書によるメーカー保証期間が終了した日の翌日から 1 年の経過を以って終了します。但し、１年以上のメーカー保証がついている場合は、当サービスにおける無償修理サービス有効期間は、本商品ご購入日あるいはお届け日に始まるメーカー保証書によるメーカー保証期間が終了した日の翌日から開始し、本商品ご購入日あるいはお届け日に始まるメーカー保証書によるメーカー保証期間の開始日から２年の経過をもって終了します。
（３）無償修理サービス有効期間は、(2) の期間中であっても、当社会員が退会した場合には、当然に終了します。

２、無償修理サービス有効期間中の当サービス
（１）無償修理サービスの範囲
無償修理サービス有効期間中に本商品の製造メーカーが発行した取扱説明書および本体貼付ラベル等の注意書きに従った使用をしたにもかかわらず発生した故障・トラブルに対する修理業務及び付随する一連の業務、修理に係る部品代。（但し修理業務の際に発生する送料に関しては、依頼時および修理完了品送付時いずれも当社会員負担となります。また当サービスは、製造メーカーが指定する出張修理対応サービスではありません。）
（２）有償修理サービスの範囲
① 無償修理サービスの範囲に定めた事例以外の故障・トラブルに対する修理業務及び付随する一連の業務（但し修理業務の際に発生する送料に関しては、依頼時および修理完了品送付時いずれも当社会員負担となります。また、当サービスは、製造メーカーが指定する出張修理対応サービスではありませんので、出張修理に係る出張費等の費用は当社会員負担となります。）については、弊社ホームページ記載の料金表（別途消費税）による当社会員負担となります。
② 無償修理サービスの範囲に定めた事例であっても、当サービスによる１回の修理料金（部品代・消費税を含む）が上限 2 万円（部品代・消費税を含む）を超過する場合は、修理は行いますが、2 万円（部品代・消費税を含む）を超過する部分は当社会員の負担となります。

３、無償修理サービス有効期間経過後の当サービス
（１）割引修理サービスの範囲
無償修理サービス有効期間経過後に、本商品の製造メーカーが発行した取扱説明書および本体貼付ラベル等の注意書きに従った使用をしたにもかかわらず発生した無償修理サービスの範囲に定めた事例による修理については、通常料金（消費税を除く）から 30%を割引した料金（別途消費税）により修理を受けられます。但し、修理に係る部品代、修理業務の際に発生する依頼時および修理完了品送付時の往復送料、出張修理に係る出張費等の費用は、いずれも割引の対象とはなりません。
（２）有償修理サービスの範囲
無償修理サービス有効期間経過後に、無償修理サービスの範囲に定めた事例以外の故障・トラブルに対する修理業務及び付随する一連の業務（但し修理業務の際に発生する送料に関しては、依頼時および修理完了品送付時いずれも当社会員負担となります。また、本商品は、製造メーカーが指定する出張修理対応商品ではありませんので、出張修理に係る出張費等の費用は当社会員負担となります。）については、弊社ホームページ記載の料金表（別途消費税）による当社会員負担となります。

４、当サービス有効期間中に本商品の取扱説明書および本体貼付ラベル等の注意書きに従った正常な使用状態で本商品に故障・トラブルが生じた場合は、当社指定コールセンターに修理をご依頼ください。当社の了解を得ず、当社会員が当社以外に直接修理を依頼された場合は、上記の無償修理サービスの範囲に該当する場合であっても無償修理サービスの対象となりません。また、この場合、当社は、いかなる費用も負担いたしません。

５、以下の場合は、当社に速やかにご連絡ください。
（１） 有効期間終了前に氏名、住所、電話番号等の変更があった場合。
（２） 有効期間終了前に第三者へ本商品を譲渡または贈呈された場合。
（３） 初期不良等により、本商品に対する代替品がメーカーより提供された場合。
前各号に関してご連絡いただけない場合は、当サービスの無償修理及び割引修理サービスの対象とならない場合がありますので、あらかじめご了承ください。また有償修理サービスの場合であってもお断りすることがあります。

６、次の場合は、有効期間中であっても無償修理サービス及び割引修理サービスの対象とはなりません。
（１） 当社が「当サービスの対象外」としている商品の場合。
（２） 別紙申込書に所定事項の記載がない場合または記載された字句が書き換えられたり、書き加えられた場合。 また、記載された商品が対象商品でない場合。
（３） 本商品の製造メーカーの責に帰する故障・損傷。（構造上の欠陥やパーツの不良等のいわゆる瑕疵による故障・損傷：この場合は製造メーカーによる修理・交換となります。）
（４） 本商品の部品交換を伴わない調整および手直し修理。
（５） バッテリー、インクカートリッジ等の製造メーカーが定める消耗品の交換である場合。
（６） 本商品の付属品類（ケース、ストラップ、レンズキャップ等を含みます）、ソフトウェア、周辺機器、アクセサリー等、本商品の本体以外の商品に生じた故障または損傷。
（７） 本商品の付属品類（ケース、ストラップ、レンズキャップ等を含みます）、ソフトウェア、周辺機器、アクセサリー等、本商品の本体以外の商品の故障に起因した故障または損傷。
（８） お買い上げ後の取り付け場所の移動、落下等によって生じた本商品の故障または損傷。
（９） 一般家庭用以外（業務での使用、車輌や船舶への搭載）での使用によって生じた本商品の故障または損傷。ただし、カーナビゲーション本体、カーオーディオ本体など、予め一般家庭用以外での使用が想定される場合は除く。

（１０） 直接、間接を問わず、次に掲げる事由によって生じた本商品の故障または損傷。
①不適切な使用（落下、衝撃、冠水、電池漏液等）または維持、管理の不備によって生じた故障、錆、カビ、傷等。
②使用上の誤り（取扱説明書記載および本体貼付ラベル等の注意書き以外の使用）、または純正部品以外の部品を使用した修理および改造。
③変質、変色、その他類似の事由。
④地震、噴火、津波、地盤沈下、地盤変動、風害、水害、その他天災による事由。
⑤公害、塩害、ガス害（硫黄ガス等）、異常環境（水質・水圧・電圧）、指定外の使用電源（電圧・周波数等）による故障及び腐食・損傷の場合。
⑥火災、落雷、破裂、爆発または外部からの物体の落下、飛来、衝突もしくは倒壊等の偶然かつ外来の事由。
⑦核燃料物質（使用済燃料を含みます。）もしくは核燃料物質によって汚染されたものの放射性、爆発性その他有害な特性またはこれらの特性による事由。
⑧戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、その他類似の事変または暴動による事由。
（１１）本商品の製造メーカーがリコール宣言を行なった後のリコール原因となった部位にかかる本商品の修理。
（１２）修理の際、当社会員から申告された故障状況の特定ができなかった場合のすべての費用。
（１３）動・植物等の外部要因で故障及び損傷した場合。
（１４）本商品の修理に替わって代替品を提供する場合に発生する旧商品のリサイクル費用。
（１５）外観の損害・破損等、本商品の通常使用に影響がなく、性能を発揮するにあたり支障のない損害、破損の修繕費用。
（１６）修理のご依頼が、無償修理について無償修理サービス有効期間終了後に、割引修理について当サービス有効期間終了後になされた場合。
（１７）本商品の着脱に係る費用。
（１８）その他、本商品の製造メーカーが発行した取扱説明書および本体貼付ラベル等の注意書きにより製造メーカーが保証の対象外としている本商品の故障または損傷

7、次の損害は無償修理サービス及び割引修理サービスの対象とはなりません。
（１） 本商品の故障または損傷に起因して生じた身体障害（障害に起因する死亡を含みます。）
（２） 本商品の故障または損傷に起因して他の財物（ソフトウェアを含みます。）に生じた故障もしくは損傷等の損害。
（３） 本商品の故障または損傷に起因して、本商品またはその他の財物が使用できなかったことによって生じた損害。
（４） メーカー保証規程において持込修理となっている商品を修理した際、もしくは当社会員からの依頼により出張修理を行なった際に、故障内容が再現されない場合、または無償修理サービスもしくは割引修理対象外の原因であることが判明した場合の部品代、技術料、出張費、修理見積費用。

８、当社は、本商品のメーカー・輸入者・加工業者ではなく、これらの者として製造物責任法第３条の責に任ずるものではありません。

９、当サービスは日本国内においてのみ有効です。

１０、記憶装置を持つ商品の修理を行なうにあたって記憶されているデータの消去が必要と判断される場合には、当社はその旨を当社会員に通知せずに修理サービスを実施できるものとします。消去したデータ自体及び消去したデータの復旧に係る費用に関しては、無償修理サービスの対象とはなりません。また当社会員の依頼により有償修理サービスを承る場合であっても、消去したデータの復旧をお約束することはできません。

11、損害の認定等について当社と当社会員または使用者での見解の相違が生じた場合、当社を通じて中立的な第三者の意見を求めることがあります。

１２、当サービスに依頼をされる場合、上記各項及び下記補足のすべてに御承諾いただいたものとさせていただきます。万が一、上記各項及び下記補足にご承諾いただけない場合は、当サービスの提供をお断りさせていただきます。

6-（4）に関する補足
《部品交換を伴わない調整および手直し修理》の主な例
① 本体に接続されている機器（TVアンテナ、ビデオ接続）の修理、調整。
② パソコンにおけるＯＳ・ソフトの再インストール
③ ＨＤＤ交換後の再インストール（プレインストール、リカバリ等を含む）
④ ウイルス感染による復旧
⑤ 異物混入の除去
⑥ チャンネル設定、画質・音質設定

6-（5）に関する補足
当サービス規定における《消耗品》とは、本体より消耗が早く、適宜交換が必要になる部分の総称を指します。
例：電池、充電地、電球、プリンターのインク、トナーカートリッジ、フィルター、用紙、フロッピーディスク、CD-ROM、メモリーカード等の記録メディア。

修理サービスの提供にあたって
（１） 記憶装置内のデータや各種設定は、当社会員自身の責任においてバックアップを保存いただくようお願いいたします。
（２） 情報の漏洩については万全を期しておりますが、パスワードや機密データ等は当社会員の責任において消去のうえ、当サービスにご依頼ください。

修理品および交換部品に関して
修理品から取り出せない記録媒体等は返却できない場合があります。
修理不能により代替品を提供させていただいた後の旧商品および修理の際交換した部品は返却いたしかねます。